

第5次泉南市福祉のまちづくり推進計画
策定支援業務委託プロポーザル実施要領

令和8年4月

泉南市福祉保険部生活福祉課

目次

1. 業務目的・・・P2
2. 業務概要・・・P2
3. 参加資格要件・・・P2
4. 日程・・・P3
5. 実施要領等の配布・・・P4
6. 提出書類・・・P4
7. 質疑応答・・・P5
8. 企画提案書及び見積書の提出・・・P5
9. 企画提案書作成要領・・・P6
10. 審査・・・P7

1. 業務目的

第5次泉南市福祉のまちづくり推進計画を策定するにあたり、豊富な経験、高い専門知識を有する事業者から提案された企画等を一定の基準で評価・選定する「公募型プロポーザル」を実施することにより、委託事業者の選定及び事業遂行を公正、効率的に行うことを目的とする。

2. 業務概要

- (1) 業務名 第5次泉南市福祉のまちづくり推進計画策定業務
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
- (4) 提案上限額 6,296,786円（消費税及び地方消費税を含む）
※提案上限額を超える額で提案した事業者は失格とする。
- (5) 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- (6) 公募型プロポーザル方式を採用する理由と期待される効果

本業務は、福祉関連の専門的な知識を必要とするものであり、これらを行う事業者の確保が、本業務の成果に与える影響は大きいものと考えられる。こうしたことから、業務内容について提案者を募り、その中から内容等を総合的に審査し、最も適切と認められる契約の相手方を特定する「公募型プロポーザル方式」を採用する。

(7) 担当課

泉南市福祉保険部生活福祉課福祉総務係

所在地 〒590-0592 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号

電話 072-483-3474（直通）

メールアドレス seikatsu-f@city.sennan.lg.jp

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次のすべての要件に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (3) 過去3年間において、福祉関連計画業務支援において、契約主体となる受託者が地方公共団体より指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て中、または更生手続中でないこと。また、民事再生法（平成11年法律第227号）の規定による再生手続開始の申し立て中、または再生手続中でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）の利益につながる活動を行う者、又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 申請企業が全国の地方公共団体を契約相手として、地域福祉計画的を元請けとして受注し、平成30年度以降に地域福祉計画の策定業務を1件以上受

- 託し、完成した実績があること。
- (7)「プライバシーマーク」または「ISMS (ISO/IEC27001 若しくは JIS Q 27001)」の認証を取得していること。

4. 日程

項目	期日
プロポーザル実施要領公表期間	令和8年4月8日(水)～令和8年5月12日(火)
参加表明書受付期間	令和8年4月8日(水)～令和8年4月27日(月) 午前9時～午後5時まで(必着)
質疑書の提出期限	令和8年4月20日(月)午後5時まで(必着)
質疑書への回答	令和8年4月23日(木)
企画提案書及び見積書提出期間	令和8年4月28日(火)～令和8年5月12日(火) 午前9時～午後5時まで(必着)
参加辞退届の提出期限	令和8年5月12日(火)午後5時まで(必着)
プレゼンテーション審査	令和8年5月28日(木)
審査結果通知書発出	令和8年5月下旬頃
業者の決定、公表	令和8年5月下旬頃
候補者として決定されなかった参加者が説明を求めることができる期間	令和8年6月5日(金)まで(回答は令和8年6月12日(金)まで)
業務契約締結	令和8年6月初旬頃

5. 実施要領等の配布

本業務に関する資料及び本プロポーザルに参加するために必要な書類は次のとおりとする。

(1) 配布期間

令和8年4月8日（水）から令和8年5月12日（火）まで

(2) 配布資料

- ① 第5次泉南市福祉のまちづくり推進計画策定支援業務委託プロポーザル実施要領
- ② 第5次泉南市福祉のまちづくり推進計画策定業務仕様書
- ③ 参加表明書（様式第1号）
- ④ 業務実績書（様式第2号）
- ⑤ 法人概要書（様式第3号）
- ⑥ 業務を行う者の資格、経歴及び実績書（様式第4号）
- ⑦ 暴力団排除に関する誓約書（様式第5号）
- ⑧ 質疑書（様式第6号）
- ⑨ 参加辞退届（様式第7号）
- ⑩ 使用印鑑届（様式第8号）

(3) 掲載場所

配布資料は、市ホームページから必要に応じてダウンロードし、使用すること。

6. 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格要件を確認の上、以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類（各1部）

- ① 参加表明書（様式第1号）
- ② 業務実績書（様式第2号）
- ③ 法人概要書（様式第3号）※パンフレット等の会社概要で代用することも可
- ④ 業務を行う者の資格、経歴及び実績書（様式第4号）
- ⑤ 「プライバシーマーク」または「ISMS (ISO/IEC27001 若しくは JIS Q 27001 の認証を取得していることが確認できる書類（写し可）
- ⑥ 暴力団排除に関する誓約書（様式第5号）
- ⑦ 印鑑証明書（写し不可。実印を使用しない場合等には使用印鑑届出書（様式第8号））
- ⑧ 履歴事項全部証明書（写し可）
- ⑨ 納税証明書（写し可。法人税・消費税（様式その3の3）、本市市税について未納がないことを証明するもの。本市市税については、本市に課税義務がある場合のみ。）
- ⑩ 決算報告書（直前営業年度の貸借対照表、損益計算書）

※泉南市の令和8年度入札参加資格者名簿に登録のある事業者については、⑥から⑩までの書類については省略できる。

(2) 提出方法

提出場所への持参、または郵送により受付を行う。なお、FAXでの受付は行わない。

※郵送の場合は簡易書留とし期限内必着とする。また、郵送する旨を期間内に担当課まで電話連絡すること。

(3) 受付期間及び提出場所

- ① 受付期間 令和8年4月8日（水）から令和8年4月27日（月）まで
（土曜日・日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで（必着）

- ② 提出場所 2. (7) 担当課と同じ。

7. 質疑応答

(1) 質疑方法

質問は、質疑書（様式第6号）により郵送または電子メール（担当課宛）により行う。質問内容及び回答は、本市ホームページにて公表する。

※質疑書の送付後、必ず電話により到着確認を行うこと。

(2) 日時

質疑書の提出期限 令和8年4月20日（月）午後5時まで
質疑書への回答閲覧期間 令和8年4月23日（木）から

(3) その他

- ① 質疑書の提出期限を過ぎた問い合わせには、回答しない。
② 質疑に対する回答書は、実施要領及び仕様書等の追加、または修正項とみなし取り扱う。
③ 回答に対する再質問は受け付けない。

8. 企画提案書及び見積書の提出

(1) 提出方法

提出は、提出期限までに提出場所へ持参、または郵送することにより行う。（FAX、電子メール等による受付は行わない。）

※郵送の場合は、「第5次泉南市福祉のまちづくり推進計画策定業務 企画提案書在中」と記載し、簡易書留にて郵送すること。また、宛先を2. (7)の担当課とすること。

※期限が過ぎた場合は、辞退したものとして取り扱う。

(2) 受付期間及び提出場所

- ① 受付期間 令和8年4月28日（火）から令和8年5月12日（火）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで（必着）

- ② 提出場所 2. (7) 担当課と同じ

(3) 提出物及び提出部数について

① 提出物一覧

提出物	提出部数	備考
企画提案書	10 部	カラー印刷とする 任意様式とする
見積書	原本 1 部 写し 9 部	任意様式とする。 2. 業務概要に記載する提案上限額以下の金額で提示すること。 見積金額は消費税相当額を含まない金額とし、別途消費税額を記載すること。 当委託業務に係る事業費の積算内訳（仕様書 1 2. 業務内容の(1)～(14)に対する内訳と独自項目の金額）を記載すること。 ※人件費の積算根拠についても明示すること。

② その他

- ア) 上記提出物は、フラットファイルにインデックス等で分かりやすいように綴ること。また、フラットファイル表紙には、業務名及び社名を表示すること。
- イ) 企画提案書提出後の提案書等の加除及び差し替えは、不可とする。
- ウ) 企画提案書の内容について、本市から問い合わせをする場合がある。

9. 企画提案書作成要領

(1) 企画提案書について

- ① 様式規格は A4 規格・縦（A3 規格の折込可）とし、20 ページ以内提案意図を明確に伝えること。
- ② 公平な審査を期すため、企画提案書には会社名及びロゴ等の記載はもとより特定の事業者をイメージさせる表現を用いないこと。
- ③ 図、絵、写真等の使用は可とする。

(2) 留意事項

- ① 企画提案書の作成により生じた諸費用について、本市は一切負担しない
また、提出物は、一切返却しない。
- ② 企画提案書に含まれる著作権は、提案者に帰属する。ただし、本事業において公表等が特に必要と認められる場合は、本市は提案物の全部または一部を使用できるものとする。
- ③ 提案内容の記述が、特許権等法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果、生じた責任については、提案者が負うものとする。
- ④ 実際の業務内容は、企画提案書に基づき、本市と受注候補者による協議により決定する。

10. 審査

(1) 審査方法

選定委員会に於いて、採点基準表に基づき企画提案のプレゼンテーションを受けた後、ヒアリングによる審査を実施し、各委員が採点した点数について、各審査項目の最高点及び最低点をつけた各1名分の得点を除いた、合計得点が最も高い者を委託契約の相手方の候補者として受託候補事業者とする。ただし、採点の合計点（価格点を除く）が、60%に満たない者は契約候補者に選定しない。

なお、合計点が最も高い者が2者以上ある場合は、見積価格が安価である者を契約候補者として選定する。

(2) 審査日時

令和8年5月28日（木）

※開始時刻については、電子メールにて別途通知する。

(3) 場所

泉南市役所内

※場所については、電子メールにて別途通知する。

(4) 出席者

出席者は3名以内とする。また、配置予定者のうち少なくとも1名は出席すること。

(5) 所要時間

40分以内（準備5分、企画提案書の内容説明20分以内、質疑15分）

(6) 使用機器

パソコン用プロジェクター、スクリーンは市で準備する。パソコンについては各提案者で準備すること。

(7) 審査結果通知

契約候補者選定の後、プロポーザル審査参加者全員に対して選定又は非選定の結果及び合計点を通知する。

(8) 非選定理由の説明要求

選定されなかった事業者は、書面（様式は問わない）により、選定されなかった理由について説明を求めることができる。その場合は、令和8年6月5日（金）までに理由を求める書面を提出すること。回答は令和8年6月12日（金）までに書面にて行う。ただし、プレゼンテーションの実施期日・通知期日に変更となった場合は、日時を併せて変更する。

(9) その他

選定委員会の会議は非公開とし、審査の経緯及び審査内容に関する問い合わせには応じない。

(10) 結果の通知及び公表

① 通知期日：令和8年5月下旬

結果の通知：表明者すべてに対して電子メールにて通知する。

② 選定結果については、情報公開コーナー及び泉南市ホームページにおいても公表するものとする。

③ 情報公開の内容については、受託候補事業者の名称、所在地、総得点、見

積り金額を公開するものとし、受託候補者以外の事業者については総得点、見積り金額を公開するものとし、名称、所在地については、非公開とする。ただし、応募事業者が2事業者の場合については、選定された受託候補事業者のみの公開とする。

(11) 企画提案者の失格に関する事項

企画提案者は、以下のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載をした場合
- ② プロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ③ 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行った場合
- ④ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合
- ⑥ 参加資格要件を満たしていない場合、または満たすことができなくなった場合
- ⑦ 実施要領に定める手続きを順守しない場合
- ⑧ 提案書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
- ⑨ 企画提案書の見積もりに関し、見積り限度額を超える金額を提案した場合
- ⑩ 指定した時間に遅れたとき
- ⑪ プレゼンテーションを欠席したとき

(12) 審査基準

委員会において下記審査基準に基づき総合的に審査し、最高得点者を優先交渉権者、次点の者を次順位交渉権者として決定し、参加者へ通知する。

【審査基準】

審査項目	審査の視点	配点	評価 (A～E)	評価 点数
事業の実施体制	事業を円滑に進める人員配置や体制を確保しているか。	30		
個人情報の管理	個人情報は厳格に管理され、かつ適切に活かされるか	30		
総括責任者及び担当者の主要業務実績等	本業務の担当者として、ふさわしい実績を有しているか。	50		

本業務に対する基本的な考え方、各業務の進め方、アピールポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に対する基本的な考え方（取組方針）は妥当か。 ・各業務の進め方は具体的かつ妥当なものか。 ・本業務提案に関し、特段のアピールポイントがあるか。 	50		
地域福祉計画等に関連する諸分野の現状と展望への理解	<ul style="list-style-type: none"> ・社会経済情勢・施策の動向及び関係法令を十分理解した提案となっているか。 ・国・大阪府・他市町村の動向及び課題についての認識があるか。 	10		
アンケート調査業務	<ul style="list-style-type: none"> ・現行計画及び前回調査内容を踏まえ、次期計画のための住民のニーズや課題を把握しやすい調査及び分析手法がとられているか。 ・施策の動向や社会情勢等を踏まえた新たな設問の提案はあるか。 	20		
計画書の構成	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の動向等を踏まえた、わかりやすい構成提案がされているか。 ・検討すべき課題や、追加すべき事項が記載されているか。 ・計画の進捗管理の視点を踏まえているか。 	50		
策定スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な業務の流れ、順序を踏まえた妥当な計画か。 ・スケジュールに無理はないか。 	10		
関係各課及び関係機関等の意見の反映	<ul style="list-style-type: none"> ・現行計画における成果の評価及び検証を行った結果、次期計画に関係各課及び関係機関等の意見（ヒアリング、アンケートを含む）を反映させる手法が取られているか。 	20		
提案金額	<ul style="list-style-type: none"> ・事業予算の積算内容は妥当なものか。 ・事業内容を実現する適正な作業量が割り当てられているか。 	30	最も安価な見積りは30点 2番手以降は計算により評価点を決定	
評価点総合計		300点		

※提案金額の採点方法

次の計算式により点数を算出する。

$$\text{点数} = (\text{最低見積金額} \div \text{見積金額}) \times 30 \text{ 点} \quad \text{小数点以下は切り捨て}$$

① 優先交渉権者との協議

市は優先交渉権者と、提出された提案書を基に、具体的な条件等の合意に向けた協議を行う。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合や、優先交渉権者が失格要件に該当した場合は、市は優先交渉権者との協議を打ち切り、次順位交渉権者と交渉するものとする。なお、参加表明者が1者のみの場合は、選考委員の採点（価格点を除く）の平均点が6割以上であれば、優先交渉権者として選定し、協議を行う。

② 契約締結

市との優先交渉権者は、提出された提案書を基に、本業務に関する具体的な条件等の合意に至った場合は、契約の締結を行う。